

大 監 第 30 号
平成 18 年 6 月 22 日

大阪市監査委員	新 田 孝
同	奥 野 正 美
同	高 橋 敏 朗
同	高 瀬 桂 子

住民監査請求に係る監査の結果について（通知）

平成 18 年 4 月 25 日付けであなたから提出された地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求に係る監査の結果を同条第 4 項の規定により次のとおり通知します。

記

第 1 請求の受付

1 請求の要旨

大阪市は、長年にわたり浪速医療生活協同組合（以下「医療生協」という。）芦原病院の施設整備事業に対し補助金を支出してきた。ところが、去る 3 月 24 日の市会の委員会で、実際には医療機器などを購入していないにもかかわらず備品整備に係る補助金の上限 6,600 万円満額を医療機器の購入に充てたとして補助金を受給していたことが取り上げられた。

さらに、少なくとも過去 3 年度分の医療機器購入について、市は見積書及び領収書の添付がないままで精算報告書を認めてきたことが明らかになっている。補助金が適正に支出されたかどうかの確認もなく、毎年 6,600 万円を単に交付してきた市の行為は、地方自治法（以下「法」という。）、地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）あるいは補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）に反するものであり、違法・不当な公金の支出である。

また、市は備品整備に係る補助金の支出決裁にあたっては、市長名で 6 項目の条件を付し、これに違反した場合には補助金を返還しなければならないとしている。

市会の委員会配付資料等によれば、平成 14～16 年度の 3 年間に 20 点の機器購入が市に報告されているが、平成 14 年度は 8 点中 6 点が定価より高額で購入されている。平成 15 年度の 10 点及び平成 16 年度の 2 点に関しては、そのほとんどについて購入先業者との取引の形跡がないと記載されている。一般に医療機器の購入は高くても定価の 40%程度で納入されていると言われ、定価より高い購入はありえない。

したがって、市長は少なくとも明らかになった平成 14～16 年度までの 3 年分 1 億 9,800 万円について、直ちに不正を黙認してきた市の責任者はじめ関係者から補助金の返還を求め、市の損害を回復させるべきである。また、市は、文書保存期限 5 年に

該当する平成 13、12 年度については当然のこと、それ以前に遡って厳正な調査のう え補助金の使途について明らかにし、違法・不当に支出された補助金を返還させるべきである。

また、市は、芦原病院に対して、全く返済がないにもかかわらず貸付金返済期限の延長を認めてきた。その一方で、芦原病院の金融機関からの借入金については、歴代健康福祉局長名でその都度事実上の債務保証をしている。病院の経営が危ぶまれている時期の平成 17 年 6 月 9 日分でさえ、健康福祉局長は平成 18 年 4 月 28 日までに市が責任をもって返済させるとの確認書（健康福祉局長名による大健福第 1214 号）を金融機関に提出している。市の担当責任者であれば、金融機関への債務保証よりも市の貸付金の返済を求めるべきであり、貸付金の一部が返済される可能性があったと考えられる。地方公共団体の債務保証は違法であり、市長は、これまで違法行為を繰り返してきた歴代健康福祉局長に責任をとらせるべきである。

よって、請求人らは監査委員が市長に対し以下について勧告するなど必要な措置を講ずるよう、法第 242 条第 1 項に基づき事実証明書を添付して監査請求する。

- (1) 少なくとも平成 14～16 年度まで毎年 6,600 万円の 3 年分、合計 1 億 9,800 万円を関係者らに返還させること。さらに過去に遡って調査のう え、違法・不当に支出された補助金をすべて返還させること。
- (2) 歴代健康福祉局長に対し、金融機関への事実上の債務保証である違法行為について、損害賠償を求めるなどの処置をとること。

なお、住民監査請求の要件である 1 年の期間を徒過した分については、本件補助金の支出について、これまで市民に公開されずに行われてきたものであり、一般市民が容易に知ることができなかつたこと、市は十分に違法・不当な実態を知りながら是正を怠ってきたものであり、期間徒過に正当な理由がある。

- 事実証明書
- ・平成 14～16 年度の備品整備に係る補助金による医療機器購入価格一覧表
 - ・平成 12～16 年度の施設整備に係る補助金による整備内容
 - ・平成 18 年 3 月 31 日報道の毎日放送ニュース番組「VOICE」の録画ビデオテープ
 - ・平成 18 年 3 月 25 日付け産経新聞記事
 - ・借入金返済確認書（平成 17 年 6 月 9 日付け大健福第 1214 号）
 - ・平成 16 年度の経営改善備品整備事業費補助金の交付決裁

〔監査委員注記：請求の要旨は要点を記載し、事実証明書の内容は省略した。〕

2 請求の受理

(1) 違法性又は不当性の摘示

住民監査請求においては、違法性又は不当性が主観的に思料されるだけでなく、具体的な理由により、財務会計上の行為が法令に違反し、又は行政目的上不当である旨を摘示して初めて請求の要件を満たすものである。

本件請求においては、平成 14～16 年度の備品整備に係る補助金（以下、整備事業費（備品）補助金及び経営改善備品整備事業費補助金を合わせて「備品整備事業費補助金」という。）による機器購入については、平成 14 年度の 8 点中 6 点が定価より高額で購入し、平成 15 年度の 10 点及び平成 16 年度の 2 点に関しては、そのほとんどが業者との取引形跡なしと具体的に記載されているが、平成 13 年度以前の備品整備事業費補助金は、具体的な摘示がなされておらず、請求の要件を満たすものではない。

（2）請求期間と正当な理由

本件請求で対象としている平成 14～16 年度の備品整備事業費補助金に係る支出、精算及び平成 17 年 6 月 9 日付け借入金返済確認書以外の歴代局長名でなされたとする同確認書は、いずれも 1 年を経過している。

法第 242 条第 2 項において、住民監査請求は、当該行為のあった日又は終わった日から 1 年を経過した時は、これを行うことができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでないとされている。

正当な理由については、財務会計上の行為が秘密裡にされた場合に限らず、住民が相当の注意力をもって調査を尽くしても客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在又は内容を知ることができたかどうか、できなかった場合には、特段の事情のない限り、住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて上記の程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものとされている。

平成 14～16 年度の備品整備事業費補助金に係る支出、精算について、請求人は期間徒過の正当理由として、「補助金の支出について、これまで市民に公開されずに行われてきたものであり、一般市民が容易に知ることができなかったこと、市は十分に違法・不当な実態を知りながら是正を怠ってきたものであり、期間徒過に正当な理由がある。」と主張しているように、請求人が主張する事実については、後記のとおり、本補助金の申請、精算において実態とはかけ離れた形でなされており、住民が相当の注意力をもって調査したとしても、客観的にみて当該行為を知ることができなかったものであると認められる。また、本件請求は市会で当該行為が取り上げられてから、約 1 か月後に提出されており、相当な期間内に監査請求がなされたと言える。

したがって、平成 14～16 年度の備品整備事業費補助金の支出について、法第 242 条第 2 項ただし書に規定する期間徒過についての「正当な理由」はあるものと判断する。

しかしながら、歴代局長名でなされたとする借入金返済確認書については、その都度、情報公開請求等により住民が相当の注意力をもって調査を尽くせば、監査請求をするに足りる程度に知ることができたと解され、1 年を経過しているものについての正当な理由は認められない。

以上により、平成 14～16 年度の備品整備事業費補助金の支出及び平成 17 年 6 月 9 日付け借入金返済確認書について、法第 242 条に規定する要件を具備しているものと認め、受理することとした。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

- (1) 平成 14～16 年度に支出された芦原病院に対する備品整備事業費補助金が、請求人の主張する事由から、違法・不当な公金の支出に当たるか。
- (2) 平成 17 年 6 月 9 日付け借入金返済確認書が、請求人の主張する事由から、違法・不当な債務その他の義務の負担に当たるか。

2 請求人の証拠の提出及び陳述

法第 242 条第 6 項の規定に基づき、請求人に対して、平成 18 年 5 月 17 日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

請求人からは、新たな証拠の提出はなかった。

請求人からの請求の要旨を補足する陳述の内容は、次のとおりである。

- ・地域医療の必要性を否定するものではないが、芦原病院へあらゆる補助金が支出されていること及び貸付金が返されていないことにはあきれる。

3 監査対象局の陳述

健康福祉局を監査対象とし、平成 18 年 6 月 5 日に健康福祉局長ほか関係職員より陳述を聴取し、同月 16 日に追加説明があった。

4 関係人調査

法第 199 条第 8 項の規定に基づき、平成 18 年 6 月 14 日に医療生協に対して事情聴取を行うなど、関係人調査を実施した。

第3 監査の結果

1 事実関係の確認

(1) 芦原病院の概要等

芦原病院は既設の診療所をもとに昭和 38 年に開設され、府市協議により、昭和 45 年に大阪府市同和地区医療センターとして位置づけられた。昭和 46～48 年には第 1 期整備工事、昭和 51～54 年には第 2 期整備工事が実施された。

平成 16 年度の患者数は入院 56,508 人（155 人/日）、外来 149,980 人（508 人/日）であり、平成 17 年 11 月現在、職員数は 187 人、診療科目は 11 科、病床数は 173 床（一般病棟 114 床、療養病棟 59 床）となっている。

平成 17 年 12 月に民事再生手続開始申立てがなされ、平成 18 年 4 月 1 日より、病院事業が医療生協から医療法人弘道会（以下「弘道会」という。）へ譲渡されている。なお、平成 18 年 6 月 1 日に芦原病院は、浪速生野病院と名称変更されたが、本文中では、芦原病院と表現している。

(2) 法律・答申等

地域改善対策特別措置法（昭和 57 年 4 月施行）における地域改善対策事業について引き続き実施することが特に必要と認められる生活環境の改善、社会福祉の増

進等に関する事業の実施を図るため制定された地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和 62 年 4 月施行。以下「地対財特法」という。）は、一部を除いて平成 14 年 3 月末まで効力を有していた。

大阪市同和地区医療施設検討専門委員会中間答申「芦原病院の今後のあり方について」（平成 5 年 10 月）では、「同和地区住民の医療に果たしてきた役割、周辺の医療機関の配置状況や市民病院に準じて地域医療に果たしている公的役割を考慮し、今後とも総合病院と同様の機能を維持発展させるべき」とされ、病院の役割・機能として、「公的医療機関としての機能の充実、予防医療、専門外来の充実等」「市民病院に準ずる活動を行っていることから、今後の市立医療機関の整備に際し、一翼を担うものとして位置づける」などが挙げられている。

また、大阪市同和対策推進協議会意見具申（平成 9 年）では、保健医療施策の推進として、「芦原病院については、同和地区の基幹病院としての機能や地域医療に果たしている公的役割等を踏まえ、地域の福祉・保健・医療のネットワークにおける今後の機能や支援のあり方について検討すべき」とされ、平成 13 年の同協議会の意見具申では、「地区医療施設については、地域医療や予防医療等の視点から今日的な課題を整理し、利用状況、周辺における整備状況、地域のニーズの動向等を勘案し、果たすべき役割、機能及び今後の運営や支援のあり方について検討を加えるべきである」とされている。

（3）補助金に関する法令関係

法第 232 条の 2 において、普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助することができることとされている。

芦原病院への備品整備事業費補助金については、監査対象局によれば、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）に基づく市民病院への一般会計繰入基準に準じて交付してきたとのことである。

（4）補助金交付要綱

芦原病院への補助金の中で要綱が制定されているのは、運営費補助金のみであり、備品整備事業費補助金については、監査対象局によれば、同要綱に準じて事務を行っていたとのことである。

芦原病院運営補助金交付要綱（平成 14 年 4 月 1 日施行。以下「要綱」という。）によれば、第 1 条により、医療生協芦原病院が地域医療を補完する公的役割を果たすため、必要な補助を行うことにより、地域医療の確保及び市民の健康水準の維持向上を図ることを目的とするとされ、第 2 条により、補助の対象は各事項（公衆衛生活動、救急医療等）における所要額とし、補助額は当該年度の予算の範囲内とするとされている。

芦原病院が運営費補助金の交付申請をする際には、要綱第 3 条により、補助金交付申請書、事業実施計画書及び収入支出予算書を市長に提出しなければならないとされ、第 4 条により、市長は内容を審査の上、補助金の交付を決定し、必要に応じ条件を付した上で申請者に通知することとされている。

その後、要綱第 5 条により、市長へ補助金が請求され、第 6 条により、補助金を受けたものは、事業年度終了後、事業実施報告書を添えて、補助金精算報告書を提

出しなければならないとされている。

また、要綱第7条により、虚偽、その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき、この補助金の目的に反して使用したとき、その他市長が必要と認めたときは、補助金の全部または一部を取り消し、返還させることができるとされ、第8条では、市長は病院の運営状況等必要な事項について調査し、または報告を求めることができるとされている。

(5) 補助金の交付、精算手続等

備品整備事業費補助金の交付決裁に記載されている主な事項、精算手続等は次のとおりである。平成14～16年度とも同様の手続であるため、16年度の例を記載しているが、平成14～16年度の決裁において申請、精算された備品と現実に購入した備品とは異なるものであった。

なお、監査対象局によれば、平成14～16年度の交付申請書、精算報告書等は従前どおり市担当者が作成していたとのことであり、医療生協関係者によれば、少なくとも昭和60年代以前からの慣例となっていたとのことである。

ア 整備事業費（備品）補助金

(ア) 補助金の交付手続

平成16年度における当該補助金の交付決裁「浪速医療生活協同組合芦原病院整備事業費（備品）補助金の交付について」によると、平成16年4月2日付けの医療生協理事長名の大阪市長あて芦原病院整備事業費（備品）補助金交付申請書（申請額4,800万円）及び芦原病院備品整備事業実施計画書が添付され、「芦原病院の診療機能を維持向上させるために不可欠なものである」とのことから、平成16年4月30日、健康福祉局長決裁により補助金交付（交付額4,800万円）が決定され、同日付けで医療生協理事長あてに、市長名で補助金交付指令書（大阪市指令健福第158号）が交付されていた。

なお、申請書・実施計画書には備品名は記載されておらず、局の助成理由が記載された文書の中に機器名がR I（ラジオアイソトープ）検査機器と記載されていた。

(イ) 補助金交付指令書に記載されている主な事項

本補助金は、芦原病院の備品整備事業以外に使用してはならない、精算の結果、余剰を生じたときは、その余剰金を返還しなければならないとされ、さらに、虚偽、その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき、この補助金の目的に反して使用したとき、その他市長が必要と認めたときのいずれかに該当すると認められたときは、補助交付決定の全部または一部を取り消すものとし、当該部分の補助金を返還しなければならないとされている。

(ウ) 補助金の精算手続

平成16年度における当該補助金の決裁「前金払いの精算について」によると、平成17年3月31日付けの医療生協理事長名の大阪市長あて芦原病院整備事業費（備品）補助金精算報告書及び芦原病院整備事業（備品）実施報告書が添付され、健康福祉局健康推進部地域医療担当課長により、支出金額4,800万円、精算額4,800万円、差引き0円として決裁されていた。

精算内容は、購入備品がR I 検査機器一式、購入価格 4,800 万円等となっており、実施報告書に記載されている主な事項として、施設の運営主体が医療生協、施設の利用対象地区は大阪府全域、事業の効果として地域の住民に対して医療確保、健康水準の維持向上を図り、病院機能の維持向上を行ったとされている。

(エ) 平成 14～16 年度における交付額等一覧

(単位：万円)

年度 (平成)	予算額	申請日 (平成)	申請額	交付指令日 (平成)	交付金額	精算日 (平成)	精算金額
14	4,800	14. 4. 1	4,800	14. 4. 25	4,800	15. 5. 12	4,800
15	4,800	15. 4. 3	4,800	15. 4. 15	4,800	16. 4. 19	4,800
16	4,800	16. 4. 2	4,800	16. 4. 30	4,800	17. 4. 14	4,800

(注) 精算日欄については、決裁起案日を記載している。

イ 経営改善備品整備事業費補助金

(ア) 補助金の交付手続

平成 16 年度における当該補助金の交付決裁「浪速医療生活協同組合芦原病院経営改善備品整備事業補助金の交付について」によると、平成 16 年 9 月 15 日付けの医療生協理事長名の大阪市長あて芦原病院経営改善備品整備事業費補助金交付申請書（申請額 1,800 万円）及び芦原病院経営改善備品整備事業実施計画書が添付され、「芦原病院の診療機能を維持向上させるために不可欠なものである」とのことから、平成 16 年 9 月 27 日、健康福祉局長決裁により補助金交付（交付額 1,800 万円）が決定され、同月 28 日付けで医療生協理事長あてに、市長名で補助金交付指令書（大阪市指令健福第 3750 号）が交付されていた。

なお、申請書・実施計画書には備品名は記載されておらず、局の助成理由が記載された文書の中に機器名が鏡視下手術システムと記載されていた。

(イ) 補助金交付指令書に記載されている主な事項

本補助金は、芦原病院の経営改善備品整備事業以外に使用してはならない、精算の結果、余剰を生じたときは、その余剰金を返還しなければならないとされ、さらに、虚偽、その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき、この補助金の目的に反して使用したとき、その他市長が必要と認めたときのいずれかに該当すると認められたときは、補助交付決定の全部または一部を取り消すものとし、当該部分の補助金を返還しなければならないとされている。

(ウ) 補助金の精算手続

平成 16 年度における当該補助金の決裁「前金払いの精算について」によると、平成 17 年 3 月 31 日付けの医療生協理事長名の大阪市長あて芦原病院経営改善備品整備事業費補助金精算報告書及び芦原病院経営改善備品整備事業実施報告書が添付され、健康福祉局健康推進部地域医療担当課長により、支

出金額 1,800 万円、精算額 1,800 万円、差引き 0 円と決裁されていた。

精算内容は、購入備品が鏡視下手術システム一式、購入価格 1,800 万円等となっており、実施報告書に記載されている主な事項として、施設の運営主体が医療生協、施設の利用対象地区は大阪府全域、事業の効果として地域の住民に対して医療確保、健康水準の維持向上を図り、経営改善を行ったとされている。

(エ) 平成 14～16 年度における交付額等一覧

(単位：万円)

年度 (平成)	予算額	申請日 (平成)	申請額	交付指令日 (平成)	交付金額	精算日 (平成)	精算金額
14	1,800	14. 11. 12	1,800	14. 11. 20	1,800	15. 5. 12	1,800
15	1,800	15. 10. 3	1,800	15. 10. 28	1,800	16. 4. 19	1,800
16	1,800	16. 9. 15	1,800	16. 9. 28	1,800	17. 4. 14	1,800

(注) 精算日欄については、決裁起案日を記載している。

ウ 予算上の費目

監査対象局の事務用予算説明資料等では、平成 14～16 年度の地域医療対策事業のうち、芦原病院整備助成補助金は 1 億 6,300 万円（建物設備補修工事補助金 9,700 万円及び備品整備事業費補助金 6,600 万円）として計理され、費目は、「目」が保健衛生施設整備費、「節」が負担金、補助及交付金、「細節」が補助金となっている。

(6) 市会との関係

平成 14～16 年度の各予算市会において、一部議員から芦原病院への本件請求対象の補助金を含む運営助成を削減すべきなどとする一般会計予算等の組み替えを求める動議が提出されたが、いずれも否決され、各年度において同予算を含む原案が可決された。

(7) 借入金返済確認書

ア 確認書概要等

平成 17 年 6 月 9 日付け大健福第 1214 号で健康福祉局長が金融機関の支店長あてに提出した借入金返済確認書には、「芦原病院について、本市としましても、助成を行う立場から適切な指導・監督を行い、現在、順調に経営改善が進んでおり、平成 17 年度には、所期の経営改善を達成できるものと考えております。芦原病院の今回の借入金につきましては、平成 18 年 4 月 28 日までに、本市が責任をもって返済させますので、何卒ご理解をいただき、引き続きご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。」と記載されている。

なお、当該金融機関の当該債権額は、平成 18 年 4 月 3 日付けで、医療生協から大阪地方裁判所に提出された再生債権弁済計画に組み込まれており、監査対象局によれば、金融機関から債務保証の履行請求がなされた事実はないとのこ

とである。

イ 債務保証に関する法律

民法（明治 29 年法律第 89 号）第 446 条第 1 項において、保証人は、主たる債務者がその債務を履行しないときにその履行をする責任を負うとされ、第 2 項において、保証契約は、書面でなければ、その効力を生じないとされている。

法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和 21 年法律第 24 号）第 3 条において、政府又は地方公共団体は、会社その他の法人の債務については、保証契約をすることができない。ただし、財務大臣（地方公共団体のする保証契約にあっては、総務大臣）の指定する会社その他の法人の債務については、この限りでないとしている。

2 監査対象局の陳述内容

(1) 補助金の概要

芦原病院に対する補助金の種類には、運営費補助金、建物設備補修工事補助金及び備品整備事業費補助金がある。

備品整備事業費補助金は、主に更新する備品の購入費として 4,800 万円、経営改善を図るための備品購入費として 1,800 万円の、合計 6,600 万円を各年度とも交付し、多様な医療ニーズに対応するなど、地域医療を補完する公的役割を果たすとともに、地域医療の確保及び市民の健康水準の維持向上を図るために必要なものとして、地方公営企業法に基づく市民病院への一般会計繰入基準に準じて交付してきた。

(2) 補助金の支出

補助金支出の根拠となる公共性について、芦原病院は、昭和 32 年 5 月、浪速及び西成の同和地区において、医療施設が皆無の状況のなか、住民の熱意により、芦原診療所が開設され、昭和 33 年 4 月に医療生協を設立して法人化し、昭和 38 年 10 月に芦原病院となった。

その後、昭和 40 年 8 月に国の、昭和 43 年 10 月に市の、昭和 44 年 10 月に府の同和対策審議会答申が相次いで出され、また、昭和 44 年 7 月には、同和対策事業特別措置法が施行された。

これらの答申等を受け、昭和 45 年に、大阪府市同和地区医療センターとして位置づけられ府市が協力して整備・助成し、地域住民の医療を確保する総合病院としての役割を担うこととなった。

本市は、このような状況を踏まえ、医師の派遣を行うとともに、市民病院に準じて、その役割を果たすうえでの不採算医療に対して運営助成を実施するとともに、運営助成後に生じる収支不足に対して貸付金の貸与を行ってきた。

これまでから芦原病院は、周辺住民を含め年間 20 万人を超える多くの市民に利用され、夜間診療をはじめとする救急医療、訪問看護やリハビリ診療の実施など、地域の実態に即した多様な保健医療ニーズに対応する医療機関として定着してきた。

また、地対財特法失効後については、平成 14 年度予算市会において、地域医療の確保が必要であることや、芦原病院の経営改善などについて審議され、「芦原病

院については、抜本的な経営改善計画を策定し断行するとともに、今後の病院の果たすべき機能・運営について見直しを図ること。」との附帯決議がなされたところであり、それを受け、「平成 17 年度には新たな貸付金の発生をなくす」といった抜本的な経営改善計画のもと、芦原病院は、需要の少なくなった産科病棟の廃止や、整形外科の 24 時間救急の実施などの医療機能の見直しをはじめ、現有医療機器の有効利用や、職員数の見直しなどの経営改善を図り、平成 17 年度からは、当初計画どおり、新たな貸付金の発生をなくしてきた。

さらに、本市としては、今後の支援は厳しい状況にあるということを伝えたところ、医療生協は、本市からの補助金が見込めないとすると、今後の病院の資金繰りが行き詰まることになり、入院患者や地域の病院利用者のことを勘案すれば、医療機能の存続を目的とした民事再生の選択がやむを得ないと判断し、平成 17 年 12 月 1 日に大阪地方裁判所に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行い、裁判所においては、申立ての内容を審査の上、12 月 7 日に再生手続の開始決定が行われた。

医療生協は、医療機能の存続を図るため、裁判所に対して弘道会への事業譲渡の許可申請を行った。

裁判所は、監督委員の「弘道会への事業譲渡が最善である」という意見を踏まえ、本市を含む債権者から意見聴取を行ったうえで、事業譲渡を許可し、平成 18 年 4 月 1 日からは、本市から一切の資金援助のない形で、弘道会により地域医療の存続が図られてきた。

芦原病院は、現在においても、周辺に医療機関がなく、夜間診療をはじめとする救急医療、訪問看護やリハビリ診療の実施など、地域の実態に即した多様な保健医療ニーズに対応する必要不可欠な医療機関として定着している。

このように、芦原病院は、地域医療を確保する公的役割を果たし、市民の健康水準の維持向上に大きな役割を果たしてきたところであり、本市としては、芦原病院がもつ公共性や、その役割を踏まえ、医療機能の維持、存続を図るうえで、公益上の必要性があることから、助成を実施してきたものである。

(3) 補助金の使途

新たに必要となった備品や更新が必要となった備品の整備についても、芦原病院が担う公的役割を果たすうえで、医療機能の維持、向上を図る必要があることから、助成を行ってきた。

市会における質疑の中で、補助金の精算報告内容について、実際より高い金額で購入しているものがあることや、違う年度に購入されているもの、また購入されていないものがあるとの指摘があった。

これについては、本来、病院から補助金の申請や実際に行った備品整備の精算報告がなされるべきところ、本市が申請書や、申請書と同じ内容の精算報告書を作成していたもので、補助金の精算報告内容と病院において実際に購入された備品の内容は異なっており、更に補助金の額よりも、実際に購入された備品購入額が下回っていた。購入された備品について、芦原病院調査委員会の委員である公認会計士の立会いのもと、備品納入額の上位 3 社に対して、価格が適正であるか証拠書類の提

出を求めるとともに、聞き取り調査を実施し、さらに、購入された現存する 200 万円以上の高額医療機器について、一部使用中のものを除き、現物の確認を行った。

芦原病院調査委員会の報告については、平成 14～16 年度補助金執行における精算報告などの不適切な手続について指摘されたが、これについては問題があったと認識しており、深く反省している。

また、芦原病院調査委員会から、補助額と実際に購入された金額に生じていた差額金の使途について、調査が必要であるとの指示を受け、医療生協の総勘定元帳や現金預金出納帳、支出命令書、領収書、預金通帳などの証拠書証により確認したところ、交付した補助金については、銀行口座に入金され、預金残高については、現金預金出納帳に合致した。

また、給与、経費などの支払いは、支出命令書どおり、銀行口座から引き落とされ、備品の購入、工事の実施に関しては、証拠書証が存在していたことから、補助額と実際に購入された金額に生じた差額は、病院運営の中で使用されたものと考えている。

本市は、芦原病院において、どのようなものが購入されていたのか、つぶさに把握していたものではないが、医療の継続には、備品の整備が必要であり、これらに使われていたという認識はあった。

備品整備事業費補助金は、平成 14～16 年度まで各年度とも 6,600 万円を交付しているが、これに対し、一般企業においても同様であるが購入という手段以外にリースという形で備品を整備してきたという経緯があり、当芦原病院も現実に備品整備に使用された額を、補助目的に合ったリース料を含めて積算すると、いずれの年度にも、実際に備品の整備に使用した額が、本市の補助額を上回る。

このように、芦原病院の備品整備の実態を考えれば、備品整備事業費補助金は、品目の違いや、リースなど調達方法の違いはあるものの、本来の目的である備品整備事業に充てられていたものと考えている。

不適切な手続については、問題があり深く反省しているが、本市としては、病院運営が非常に厳しい状況のなかで、地域医療を維持、継続させるために必要なものとして補助を行ってきた。

(4) 金融機関へ提出した借入金返済確認書

芦原病院が借入れを行う際に、本市から金融機関へ提出した借入金返済確認書は、これは芦原病院が金融機関に対して、運営資金を借り入れるにあたって、本市として十分な指導・監督を行う立場で、事業運営の円滑化を図る旨を表明し、金融機関の協力を要請しているものである。

確認書の効力は、芦原病院へ助成を行う立場からの指導・監督を行う本市の基本姿勢を文書で明らかにすることによって、金融機関からの協力が円滑に得られてきたと考えているが、債務を保証したものではない。

(5) 追加説明

建物設備補修工事補助金及び備品整備事業費補助金は、平成 14～16 年度まで各年度とも合計 1 億 6,300 万円を交付していたが、医療生協が施設整備や備品整備に使用した額をリース料、保守委託料、修繕費など補助目的に合ったものを含めて積

算すると、いずれの年度にも、医療生協において施設整備や備品整備に使用した額が本市の補助額を上回る。

なお、市民病院への補助基準では施設整備や備品整備に係る当該年度の起債償還額に対して補助が行われていることから、リースや支払手形など複数年度にわたり分割支払いが行われているものについても補助の対象であり、当該年度における支払額に対し補助を行うものと考えている。

3 関係人調査の結果（備品整備事業費補助金）

(1) 調査方法

ア 支出関係書類調査

医療生協に対し、平成 14～16 年度の総勘定元帳（預金出納帳及び現金出納簿を含む）及び支出関係書類（支出命令書、納品書、請求書、領収書、見積書、契約書、預金通帳等）の提示を求めた。

調査方法としては、平成 14～16 年度の備品（車両運搬具を含む）及び賃借料のうち器具備品等リース料に係る総勘定元帳と支出関係書類を照合し、支出内容及び支出金額が総勘定元帳の記載と一致しているかの確認を行った。

イ 現地確認調査及び取引先照会

上記アの調査に加えて、次のとおり現地確認調査及び取引先照会を行った。

(ア) 現地確認調査

芦原病院調査委員会が平成 18 年 4 月 20 日に確認した 4 品を除く、平成 14～16 年度に芦原病院が購入した 100 万円以上の備品等 32 件を平成 18 年 5 月 18 日、同月 19 日、6 月 15 日に存在の有無について芦原病院にて現地確認調査を行った。

(イ) 取引先照会（業者確認）

平成 14～16 年度の芦原病院との間で行われた 1 件 30 万円以上の備品の取引先 21 社（取引業者数での割合 95%、取引金額での割合 96%）に対し、取引内容、定価、領収金額等について照会した。

ウ 調査事項書の送付及び事情聴取の実施

備品整備事業費補助金の申請手続、用途等の調査のため医療生協理事長あてに文書回答を求めるとともに、医療生協関係者から事情聴取を行った。

(2) 調査結果

ア 支出関係書類調査

平成 14～16 年度の備品及びリース料の支出については、総勘定元帳と支出関係書類を照合の結果、内容と金額の一致を確認した。

イ 現地確認調査及び取引先照会

(ア) 現地確認調査

平成 14～16 年度までに芦原病院が購入した 100 万円以上の備品等 32 件はすべて存在した。

(イ) 取引先照会（業者確認）

平成 14～16 年度までに芦原病院との間で行われた 1 件 30 万円以上の備品

の取引先 21 社のうち全社から回答があり、取引内容、定価、領収金額等について確認を行った結果、支出関係書類の支出実績と一致し、また、取引先から回答のあった中で定価を上回る購入もなかった。

ウ 調査事項書の回答及び事情聴取の結果

医療生協関係者からの事情聴取などの結果は次のとおりである。

(ア) 補助金の申請書類等を作成しなかった理由

市より作成を求められていなかったからである。

(イ) 補助金の使途

補助金の使用については、月次の予算委員会（出席者 市担当課長、担当係長、医療生協理事長、副理事長、会計担当理事、事務局長、病院長）において、資金執行、支出内容等が確認されていた。すでに補助金執行後であれば、銀行からの借入金、あるいは市よりの特別貸付の執行によることになる。近年は、個々の補助金の使途毎に交付されるのではなく、年間資金計画に基づき執行されており、年間を通じて適切に精算されることとして処理されるもので、月次の資金対応では、特に目的を限定されているということは、むしろ資金執行上できないことであった。

(ウ) 補助金の補助目的外への流用

補助金の補助目的以外への流用について、返還の可能性のあることは認識し、施設・備品整備は施設・備品整備に使用されるべきものとの認識をもっていた。

病院事業以外への流用は、絶対あってはならないこととして強く認識していたが、予算委員会において、市との協議によって、月次に確認された病院事業資金として対応、使用されるものは、しかるべく報告、整理されているものと思っていた。

4 判 断

以上のような事実関係の確認、監査対象局の説明及び関係人調査の結果に基づき、本件請求について次のように判断する。

(1) 補助金の流れ

芦原病院は、同和地区の地域住民の医療を確保するとともに、積極的に地域の公衆衛生活動にも取り組み、多くの市民が利用する総合病院としての役割を果たしていたところであり、地対財特法期限後においても、同病院の果たす公的役割には変わりはなく、公益上の必要性から、法第 232 条の 2 の規定に基づき、補助金が支出されてきた。

同病院においては、恒常的な経営難による銀行からの借入金返済等の資金需要に迫られ、交付された補助金を、銀行への返済（借換えのための一時的返済）資金等として使用していた実態があり、病院運営上必要な備品や補修については、借換え後の銀行借入金や医療収入等のやりくりの中で緊急のものに限って実施するものとして、備品整備事業費補助金及び建物設備補修工事補助金については、両者の区別なく病院整備用の補助金として認識されていた。

(2) 補助金支出手続の違法、不当性

請求人は、備品整備事業費補助金の申請、精算が、備品の定価に比べ不当に高額又は実態の伴わない架空のものである旨指摘し、そのような申請、精算に基づく支出である以上、補助金の支出は違法・不当である旨主張する。

上記(1)のとおり、芦原病院においては、一定の備品整備が行われていたが、補助金の精算報告は、本来、交付を受けた医療生協がなすべきところ、実質的には、本市職員が実態の伴わない書類を作成することによって行われており、また、補助金の申請についても、本市職員が実態の伴わない書類を作成することによって行われていた。このような申請、精算の方法は、不適正であり、そのような手続に基づいてなされた補助金の支出は不適正な公金の支出と言うべきである。

しかしながら、芦原病院側は、補助の対象としている備品の明細までは知らされていなかったとしても、申請書、精算書には押印しており、備品整備といった補助目的どおりに使用すべきとの認識をもっていたのであるから、補助金支出そのものを無効なものとは言うことはできない。

(3) 市の損害の考え方

請求人は、補助金の支出は違法・不当であり、支出全額が本市の損害額となる旨主張する。

しかしながら、当該補助金の公益性自体は市議会において毎年度当初予算が可決されていることから認められるところであり、また、平成17年2月24日付け京都地裁判決(同和補助金違法支出返還請求訴訟)の趣旨によれば、実際の支出が申請されたものと異なっても、何らかの支出が実施され、現に補助金の目的に合致した支出に関して、仮にそのとおりの内容で申請、精算が行われていれば当然補助対象となるような場合には、その金額の限度内においては市に損害が発生しているとまでは言うことはできないとされている(予算の範囲内であることは言うまでもない)。

そうすると、請求人が主張するように補助金の支出全額が直ちに本市の損害額となるとまでは言うことはできない。

(4) 本件請求に係る市の損害の算定

そこで、以下において平成14~16年度の備品整備に係る支出全般について、改めて不当に高額又は実態の伴わない架空のものがないか、補助金の目的に真に合致しているか否かを調べ、本市の損害の有無を判断する。

なお、補助金の支出については、本来、様々な行政目的を考慮した政策的な判断が要求され、市長に広範な裁量が認められるところ、それらに逸脱等がないか監査委員が判断すべきであると考えられ、監査対象局が現に補助目的に合致していると説明する範囲において判断する。

ア 備品整備についての考え方

監査対象局は、申請どおりの購入はないが、補助目的に合致した備品購入は多数あり、備品購入と同一視できるリース料も含めると、実際に備品整備に支出した額が、平成14~16年度の備品整備事業費補助金の額(各年度6,600万円)をいずれも上回り、損害は発生していない旨説明する。

確かに、備品整備の手段は所有権を移転するための購入だけに限られるのではなく、その使用価値に着目してリース等（レンタルを含む）による導入が一般的にも行われている。

当該補助金に関して、補助目的である診療機能の維持向上のための備品整備の観点からは、購入、リース等による差は生じず、また、監査対象局の説明によると、芦原病院への補助金が準ずる市民病院への補助基準では、備品整備に係る当該年度の起債償還額に対して補助が行われており、リースや支払手形など複数年度にわたり分割支払いが行われているものについても補助の対象とされ、当該年度における支払額に対し補助を行うものと考えられており、特にリース等による備品整備を認めない旨の特段の事情もうかがわれないことから、リース等の故をもって、当該補助金の目的に合致しないとまでは言うことはできない。

なお、監査対象局からは、リース料のほか、保守委託料、修繕費などについても補助目的に合致する旨の説明があったが、本件請求に係る損害発生の有無の判断に関しては、後記ウのとおり購入及びリース等を考慮すれば足りると考えられることから、本件請求に関しては、これらについてのみ判断した。

イ 補助金流用の考え方

上記アの説明からすると、監査対象局は、補助目的に合致しているか否かについて、備品整備事業費補助金の内訳たる整備事業費（備品）補助金、経営改善備品整備事業費補助金について特段の区別をせず一体として考慮している。確かに、平成14～16年度の各年度における芦原病院の整備助成に係る補助金については、「整備事業費（備品）補助金4,800万円」、「経営改善備品整備事業費補助金1,800万円」及び「建物設備補修工事補助金9,700万円」の3種類があり、これらは、予算上、「地域医療対策事業（芦原病院整備助成）1億6,300万円」として同一の細節内において計理されており、法令、予算規則上、細節内流用（内訳変更）を禁止、制限する規定がないことから、これら3補助金間では、特段の流用決裁を必要とせず流用は可能である。したがって、本件請求に関して、「整備事業費（備品）補助金4,800万円」、「経営改善備品整備事業費補助金1,800万円」については、補助目的に合致しているか否かは一体として判断する。

ウ 補助目的に合致した備品整備に係る支出

関係人調査の結果及び上記の考え方等を踏まえ、平成14～16年度の備品整備に係る支出全般のうち、補助目的に合致した備品整備に係る支出を抽出・集約すると、下記の一覧表のとおりとなる。なお、不当に高額又は実態の伴わない架空とうかがわれるようなものはなかった。

（単位：円）

	購 入	リース等	計
平成14年度	76,313,565	58,865,062	135,178,627
平成15年度	52,677,580	62,445,907	115,123,487
平成16年度	32,173,676	63,415,961	95,589,637

（注）詳細については、別紙1、2のとおり。

いずれの年度においても備品整備事業費補助金 6,600 万円よりも補助目的に合致した備品整備に係る支出額が上回っていることから、当該補助金に関して市に損害は発生していないと言うべきである。

(5) 借入金返済確認書の性格

請求人は、大阪市健康福祉局長名で金融機関に提出された「借入金返済確認書」は、事実上、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律が禁止する債務保証である旨主張する。

ところで、住民監査請求において対象とされる財務会計上の行為たる「債務その他の義務の負担」は、相手方に対して財産上の利益を与える義務を負うことを意味するが、行政財産の目的外使用許可など一部を除き、そのほとんどは契約により生じるものとされ、民法第 446 条第 2 項は、保証契約は書面で行わなければならない旨規定し、契約書面の作成が保証契約の成立要件となっている。

また、保証債務の負担は重大な法的効果を伴うから、法的に保証債務の成立を認めるには、本来、明確な債務負担の意思が必要であることから、平成 12 年 12 月 20 日付け東京地裁判決では、いわゆる経営指導念書について、その文言（「保証」という文言が使用されていない。）及び差入れの経過等からして、法的効力を有するものとは認められない旨判示している。

本件確認書は、文書中に「保証」という文言は一切使用されておらず、外形的に債務保証契約書とは認めがたい体裁であり、また、監査対象局も、その陳述において、本件確認書は、債務の保証ではない旨説明している。

さらに、金融機関が有する貸付金債権は、医療生協から大阪地方裁判所に提出された再生債権弁済計画に未払債権として現に組み込まれており、金融機関から本市に対して債務保証の履行が請求された事実もうかがわれない。

これらのことを総合的に勘案すると、本件確認書は、いわゆる念書に類するものであっても、金融機関への債務保証というまでのものではなく、その金融機関への交付は、住民監査請求の対象とされる財務会計上の行為たる「債務その他の義務の負担」に属するものではなく、本市に損害も発生していないと言うべきである。

5 結 論

以上の判断により、本件補助金の支出による損害の補填等を求める請求人の主張には理由がない。

(意見)

本件請求についての判断、結論は上記のとおりであるが、これらはあくまでも平成 14～16 年度の備品整備事業費補助金に限定した判断、結論である。

現在、芦原病院に係る補助金については、建物設備補修工事補助金、運営費補助金を含め、平成 13～17 年度分について、市長による要求監査を実査中であり、本件請求以外の部分で、本市に損害が発生している場合には、しかるべく措置が必要であることは言うまでもない。

芦原病院は、同和地区における医療過疎といった地域医療環境の中で、住民の生命の

確保、健康の維持増進に寄与してきたところであり、本市においても大阪府市同和地区医療センターとして位置づけ、多額の公金を支出してきた。しかしながら、民間病院に対する支援のあり方、同和対策事業としての本市の主体性のあり方について、関係者間で十分な調整、方向性の確認を欠き、本市への依存体質の見直しが不十分なまま推移してきたことが、今日の病院の破綻を招いたと考えられる。

監査対象局は、芦原病院に対して市民病院に準じた病院として助成してきたと説明するが、そうであれば、単なる財政援助団体という以上に事務の適正化、経営の効率化を強く求めるべきであった。

本件請求において本市に損害が発生していないとしても、本市が、同和対策に起因する地域医療の確保のためとはいえ、不適正な事務処理を重ねてきたことは、ゆゆしき事態であり、断じて許されるべきではない。

また、芦原病院の金融機関からの借入れに際して、法律に抵触する債務保証ではないかとの疑惑を招くような市健康福祉局長名による文書を交付していた行為も、経営改善を強く求めなければならない立場からして不適切と言わざるを得ない。

ところで、本件請求に先立つ芦原病院への本市貸付金に係る住民監査請求の際、「本市は貸付金の必要性と是非について真摯に検討することなく漫然と貸付けを繰り返しており、病院側に具体的な経営改善策を課すこともなく、恒常化した貸付金によって経営改善を考慮しない姿勢を生じしめたところであり、地対財特法の期限後に見られる経営改善も遅きに失したと言わざるを得ず、民事再生に至る経緯、原因について、市民に対し十分な説明責任を果たさなければならない」旨の意見を付したが、このことは、補助金についても当てはまるところである。

時まさに民事再生に係る債権放棄の議案をめぐって責任問題も議論されている最中である。関係者においては、この間における芦原病院問題に対する市民の声を真摯に受けとめ、今後、しかるべき対応をとられたい。

平成14～16年度 備品購入一覧表
平成14年度

番号	品目	金額(円)	確認書類等
1	メディカル顕微鏡	6,279,000	通帳確認、請求書、納品書、領収書、業者確認、現地確認
2	薬剤管理指導業務支援システム	1,327,725	通帳確認、請求書、納品書、領収書、業者確認、現地確認
3	病院内案内図	1,239,000	通帳確認、請求書、納品書、領収書、業者確認、現地確認
4	生物顕微鏡	403,591	通帳確認、請求書、領収書、業者確認
5	白内障器具セット	830,361	通帳確認、請求書、納品書、領収書、業者確認
6	消化管ビデオ内視鏡	2,247,000	通帳確認、請求書、納品書、領収書、業者確認、現地確認
7	理学療法リハビリ支援システム	1,153,005	通帳確認、請求書、納品書、銀行振込依頼書、業者確認、現地確認
8	エマージェンシーベッド	421,050	通帳確認、請求書、納品書、領収書、業者確認
9	エアコン4台	1,037,507	通帳確認、請求書、納品書、領収書、業者確認、現地確認
10	エアコン壁掛式3台	195,048	通帳確認、請求書、納品書、領収書
11	エアコン3台取付工事	294,000	通帳確認、請求書、領収書
12	印刷機	1,243,410	通帳確認、請求書、領収書、業者確認、現地確認
13	ビデオシステム	4,410,000	通帳確認、請求書、納品書、領収書、業者確認、現地確認
14	冷凍手術器	283,500	通帳確認、請求書、納品書、領収書
15	処置用照明	267,750	通帳確認、請求書、納品書、領収書
16	低温用エアコン	247,821	通帳確認、請求書、納品書、領収書
17	低温用エアコン取付工事	105,000	通帳確認、請求書、領収書
18	臨床化学分析システム一式(分割払)	15,750,000	通帳確認、請求書、納品書、領収書、業者確認、現地確認
19	麻酔器	598,500	通帳確認、請求書、納品書、領収書、業者確認
20	生体現象監視用機器	1,050,000	通帳確認、請求書、納品書、領収書、業者確認、現地確認
21	節水システム(長期分割払)	3,088,846	通帳確認、現地確認
22	R I 疾患検査機器(長期分割払)	21,330,813	支払手形(控)、当座勘定照合表、契約書、現地確認
23	C T装置(長期分割払)	12,510,638	支払手形(控)、当座勘定照合表、契約書、現地確認
	合計	76,313,565	

平成15年度

番号	品目	金額(円)	確認書類等
1	臨床化学分析システム一式(分割払)	15,750,000	通帳確認、請求書、納品書、領収書、業者確認、現地確認
2	麻酔器モニター	3,675,000	通帳確認、請求書、納品書、領収書、業者確認、現地確認
3	細隙灯顕微鏡画像ファイリングシステム	7,192,500	通帳確認、請求書、納品書、領収書、業者確認、現地確認
4	心動リズム回復装置	399,000	通帳確認、請求書、納品書、領収書、業者確認
5	消化器高周波焼灼装置	714,000	通帳確認、請求書、納品書、領収書、業者確認
6	身長計5台・スケール2台・体重計	693,000	通帳確認、請求書、納品書、領収書、業者確認
7	介護支援用患者管理ソフト	546,000	通帳確認、請求書、納品書、銀行発行振込明細書、業者確認
8	脊椎処置用器械セット一式	1,429,932	通帳確認、請求書、納品書、領収書、業者確認、現地確認
9	セキュリティシステム	1,627,500	通帳確認、請求書、納品書、領収書、業者確認、現地確認
10	パソコン2台	945,000	通帳確認、請求書、領収書、業者確認
11	床ずれ対策用備品一式	1,134,626	通帳確認、請求書、納品書、領収書、業者確認
12	ナースコール設備	493,500	通帳確認、請求書、納品書、領収書、業者確認
13	外来応接セット	185,590	通帳確認、領収書
14	医局整備備品10点	1,589,175	通帳確認、請求書、銀行振込依頼書、業者確認
15	パソコン	130,200	通帳確認、請求書、納品書、銀行発行振込明細書
16	軽自動車	577,500	通帳確認、請求書、領収書、業者確認
17	パソコンセット	260,190	通帳確認、請求書、納品書、領収書
18	高圧蒸気滅菌機	315,000	通帳確認、請求書、納品書、領収書、業者確認
19	ギブスカッター	231,000	通帳確認、請求書、納品書、領収書
20	生体現象監視用機器	525,000	通帳確認、請求書、納品書、領収書、業者確認
21	薬品用保冷庫	409,500	通帳確認、請求書、納品書、領収書、業者確認
22	応接セット	111,880	通帳確認、請求書、領収書
23	関節鏡付属品	322,875	通帳確認、請求書、納品書、領収書、業者確認
24	節水システム(長期分割払)	3,088,846	通帳確認、現地確認
25	R I 疾患検査機器(長期分割払)	10,330,766	支払手形(控)、当座勘定照合表、契約書、現地確認
	合計	52,677,580	

平成16年度

番号	品目	金額(円)	確認書類等
1	テレビ・テレビ台・DVDレコーダー	135,450	通帳確認、請求書、納品書、領収書
2	プロジェクター	288,750	通帳確認、請求書、納品書、領収書
3	ワイヤレスアクセスポイント	225,750	通帳確認、請求書、納品書、領収書
4	頭蓋固定装置一式	1,509,900	通帳確認、請求書、納品書、領収書、業者確認、現地確認
5	血圧変動測定装置	709,800	通帳確認、請求書、納品書、領収書、業者確認
6	X線テレビ装置一式	6,000,000	通帳確認、請求書、納品書、領収書、業者確認、現地確認
7	無呼吸症候群検査機器	996,450	通帳確認、請求書、納品書、領収書、業者確認
8	CPU一式	134,650	通帳確認、見積書
9	通路監視カメラ等	1,575,000	通帳確認、請求書、納品書、領収書、業者確認、現地確認
10	パソコン	130,830	通帳確認、請求書、納品書、銀行発行振込明細書
11	印刷機	120,750	通帳確認、請求書、納品書、銀行発行振込明細書
12	解析機能付心電計	1,197,000	通帳確認、請求書、納品書、領収書、業者確認、現地確認
13	角度調整機能付診療台	882,000	通帳確認、請求書、納品書、領収書、業者確認
14	麻酔器監視記録装置	6,048,000	通帳確認、請求書、納品書、領収書、業者確認、現地確認
15	ベッドサイドモニター	1,575,000	通帳確認、請求書、納品書、領収書、業者確認、現地確認
16	高速滅菌器	357,000	通帳確認、請求書、領収書、業者確認
17	薬剤投与装置	273,000	通帳確認、請求書、納品書、領収書
18	電動自転車2台	216,000	通帳確認、領収書
19	解析機能付心電計	997,500	通帳確認、請求書、納品書、領収書、業者確認
20	角膜厚測定装置	2,310,000	通帳確認、請求書、納品書、領収書、業者確認、現地確認
21	人工呼吸器	2,520,000	通帳確認、請求書、納品書、領収書、業者確認、現地確認
22	咽頭ファイバースコープ	882,000	通帳確認、請求書、納品書、領収書、業者確認
23	節水システム(長期分割払)	3,088,846	通帳確認、現地確認
	合計	32,173,676	

- (注) 1 各年度とも金額には消費税を含んでいる。
 2 各年度における金額の計上は現金主義を採用している。
 3 1件30万円以上の備品(長期分割払を除く)は取引先照会(業者確認)を実施し、対象備品はすべて支出実績と一致した。
 4 1件100万円以上の備品は現地確認を実施し、対象品目はすべて確認した。
 5 長期分割払は、金利相当分を試算し控除している。

(別紙2)
(単位：円)

平成14～16年度 リース等一覧表

番号	品目	平成14年度	平成15年度	平成16年度	確認書類等
1	医事総合情報システム	34,700,400	34,700,400	34,700,400	通帳確認、契約書、現地確認
2	輸血ポンプ	93,555	34,020		通帳確認、請求書、契約書
3	酸素濃縮装置	158,760			通帳確認、請求書
4	酸素濃縮装置	347,760	521,640	43,470	通帳確認、契約書、請求書、現地確認
5	酸素濃縮装置	2,749,950	2,796,255	3,024,941	通帳確認、請求書、契約書、現地確認
6	酸素濃縮装置	8,562,645	12,525,975	15,105,447	通帳確認、請求書、契約書、現地確認
7	超音波骨折治療器	108,675		633,150	通帳確認、請求書、契約書
8	放射線機械	3,876,120	3,876,120	3,876,120	通帳確認、現地確認
9	オゾン水生成装置		195,615	373,086	通帳確認
10	内視鏡洗浄器			45,738	通帳確認、請求書、契約書
11	コピー機	97,524	24,381		通帳確認
12	コピー機	562,561	415,745	362,854	通帳確認
13	コピー機	550,364	90,720	90,720	通帳確認
14	コピー機	324,784	319,421	422,089	通帳確認、請求書
15	コピー機		132,678	176,904	通帳確認
16	コピー機			27,216	通帳確認、請求書、契約書
17	FAX、コピー機			414,817	通帳確認
18	パソコン	316,575	61,425	61,425	通帳確認
19	訪問看護ステーション管理システム		381,024	381,024	通帳確認、契約書
20	訪問看護ステーション管理システム			309,960	通帳確認
21	訪問看護ステーション管理システム			120,015	通帳確認、契約書
22	用度管理コンピューター	2,162,538	2,162,538	1,838,157	通帳確認、契約書、現地確認
23	総務用コンピューター	2,611,602	2,611,602	0	通帳確認、現地確認
24	脱臭機	608,013	0	0	通帳確認、現地確認
25	脱臭機	563,760	187,920	0	通帳確認、現地確認
26	電話交換機	469,476	1,408,428	1,408,428	通帳確認、契約書、現地確認
	合計	58,865,062	62,445,907	63,415,961	

- (注) 1 各年度とも金額には消費税を含んでいる。
 2 各年度における金額の計上は現金主義を採用している。
 3 品目は、支払単位ごとに表示している。
 4 1年間で100万円以上の支出のあった品目は現地調査を実施し、対象品目はすべて確認した。
 5 リース料の総額には物件の取得価格の外に支払利息、固定資産税（償却資産）、保険料及びリース会社の利益等が含まれているので、購入とのバランスをとるために、貸出の基準となる長期プライムレート及び固定資産税率等を基に当該金額を試算し、リース料の10%（概算査定）を控除している。